

# 平岩親吉と御嶽衆

—金桜神社所蔵「神前文書」を中心として—

斎 藤 典 男

## はじめに

甲府市御岳町にある甲州御嶽・金桜神社所蔵の金桜神社文書の中に、「神前文書」と呼ばれ、他の文書とは区別されて神社の神前に保管され、神主によって管理してきた一連の文書がある。点数は三七点（一般的の文書は二七二九点・計二七六六点・『甲府市史史料目録』近世（）による）である。

この「神前文書」の性格については、『甲斐国社記・寺記』第一卷に、次のとく記されている。

天正一〇年一二月五日の徳川家康印判状ほか一四通の文書の写を記したあと、「右ハ天正十年八月徳川家康公入国有<sup>レ</sup>之、依<sup>レ</sup>催促味方ニ馳参ル節より、平岩七之助親吉ニ属<sup>レ</sup>、徳川家関東国替ニ而、親吉上州廻橋に引移、同所へ交代致<sup>レ</sup>勤番<sup>レ</sup>、慶長五年ニ至徳川家一統之後、猶又親吉本州城代と相成、同十二年尾州犬山へ国替之後迄屬<sup>レ</sup>在候、当社神官御嶽衆知行高其外朱印・黒印等、當時所持之分写、前書之通ニ御座候（句読点・返り点は筆者）」と記している。

これによれば、金桜神社の神官達・いわゆる御嶽衆は、天正一〇

年八月の徳川家康の甲斐入国の際、味方となり、平岩親吉に附属した。そして、天正一八年家康が関東へ移封となると、平岩親吉も上州廻橋に移り、御嶽衆もそのまま附属、慶長五年の家康の統一の後、ふたたび甲府城代となつた親吉に従い、さらに慶長一二年尾張犬山へ国替になつた親吉に附属した。こうした間の御嶽衆の知行高・朱印・黒印状など、「當時所持之分写」を書きあげたとあり、これをもととした「神前文書」として保存してきたものである。

さて、これら一連の「神前文書」は、先記の『甲斐国社記・寺記』に「写」が掲載され、また、『新編甲州古文書』第一巻に、御嶽（金桜）神社文書として一七通が採用されて、永禄七年一月二四日の武田晴信印判状が『甲州古文書』から引用された以外は、『甲斐国社記・寺記』からそのまま引用され、原本は存在しないこととなつてている。

しかし、これらは現実には前述のように「神前文書」として保管されてきているのである。

本稿は、この現存する「神前文書」を中心として、平岩親吉と御嶽衆の動向についてみてみたい。

御嶽衆とは、武川衆・津金衆などのように、個人ではなく、地域集団として戦国大名武田氏に仕えていた武士団をいう。御嶽衆は本来、甲州御嶽山・金峰山を山宮とする金桜神社（御嶽權現社）の御師であつたが、金峰山が甲斐と信濃の国境にあり、甲斐の北山筋・逸見筋・万力筋などに通ずる要衝にあつたため、武田氏は御嶽衆を家臣団としてこの地・甲斐北部の国境警備の任にあたらせていたのである。

御嶽山は、「甲斐国志」に、慶長一二年三月二三日火災があり、社中・人家残らず類焼してしまい、神庫・勅書・御朱印・武田代々の黒印・神前例法など残らず焼失してしまったので、これ以前の由緒は不明である、と記しているように、何時から御嶽衆が武田氏に仕えるようになつたかは判然としない。しかし、永禄七年一月二四日と天正九年五月二日附の武田家印判状があり、(『新編甲州古文書』・「神前文書」とも写)「御嶽之内普請免許」されていて、これ以前より士分にあつたことが予測される。

このように武田氏領有時代の御嶽衆の動向は、不明な部分が多く、華かな活動は伝えられていないので、単なる辺境警備隊であつたようである。御嶽衆が本領を発揮するのは、天正一〇年の武田氏滅亡以降である。

武田氏が滅亡するまもなく、御嶽山は織田信長の禁制（天正一

〇年四月・原本・神前文書）を受け、八月には御嶽衆が徳川家康の傘下に組みこまれていく。

天正一〇年八月一〇日の徳川家康印判状は、御嶽足沢小屋仕置事

と長子の番所の事を命ぜられ、相原内匠助・深沢一左衛門・藤巻因幡・御嶽十人衆にあてられている（原本・神前文書）。

続いて八月一日には、御嶽衆が所領をあてがわれている。すなわち、相原内匠助が平瀬で七〇貫文・龜沢で五〇貫文（計一二〇貫文）・被官夫丸の事を「今度依忠節」あてがわれ（原本・神前文書）、相原兵部左衛門・同惣左衛門・同才兵衛・清三郎・同九左衛門・同助五郎・同助之丞・同彦三の八名が常小地で一〇〇貫文・牛句で七〇貫文（計一七〇貫文）をあてがわれ（原本・神前文書）、内藤又右衛門・同七左衛門・下条九左衛門・同作右衛門・同弥兵衛・塙入久右衛門・相原清七郎・石原次右衛門・相原清次郎・窪寺藤三・知野浮右衛門の一一名が百々で七〇貫文・蕨野で二五貫文・福沢で二五貫文・千塚の内長塩で一〇貫文（計一三〇貫文）をあてがわれ（原本・神前文書）、御嶽衆二〇人が徳川家康の家臣団に編入された。

これらの文書では明らかではないが、先述の『社記・寺記』によれば、この段階で平岩親吉に附属したとされている。

次に、相原内匠助宛の印判状を一例としてあげておく。

#### 「（徳川家印判状）

甲州平瀬之内

七十貫文龜沢之内  
五拾貫文并被官

夫丸等之事

右今度依遂忠節

所宛行不レ可レ有相違  
弥守此旨可レ抽三軍忠之

状如件

岡口次郎右衛門

天正十年

奉之

八月十一日

(印文「福徳」)

相原内匠助殿

」

御嶽衆が所領を安堵されてまもなく、八月二日に、いわゆる天正壬午起請文が作製され、徳川家康に服属した武田旧臣八九五名が証文を出している。

このなかに御嶽衆として、相原内匠介・内藤縫殿介・深沢市左衛

門・渡部三左衛門・相原兵部左衛門・下条九郎左衛門・千野又右衛門・千野七左衛門・相原宗左衛門・相原才兵衛・相原鞆負・下条作右衛門・下条弥兵衛・窪田藤三郎・窪田仁兵衛・千野左門・塙入久右衛門・石原治左衛門・相原九左衛門・井上市右衛門ら、二〇名の名前がみられる。前記印判状とは、多少の名前の齟齬があるが、これららの名前の異同については、服部治則「成瀬家における武田遺臣『犬山旧事記』慶長二〇年大阪夏の役の記載より」(『甲斐史学』特集—甲斐地方史の諸問題・所収)に詳しく載せられている。

この年・天正一〇年の一二月には次のような文書が四通残されている。

〔甲州金風山參  
峰〕  
〔參〕

錢參貫文棟別毫

間免許等之事

右本給之間不可

有相違之状如件

天正十年壬午 朱印 本多弥八

十二月五日 高木九助

(印文「福徳」) 奉之

相原又左衛門殿

(原本・神前文書)

」

これと同文面の文書で、一二月六日附で相原才兵衛宛・相原助之丞宛、一二月九日附で相原神三宛(井伊兵部少輔奉之)の四通が残されている。このうち、「棟別毫間」が附されているのは相原又左衛門と相原才兵衛宛の二通で、他三通は「參錢參貫文」のみである。

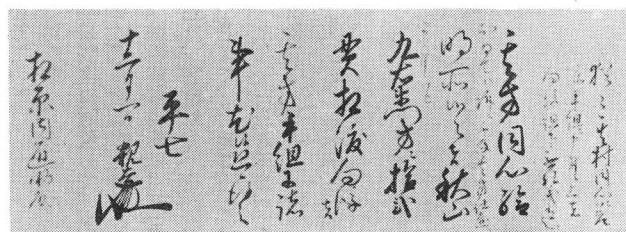
さて、これらの文書の内容は、金峰山・すなわち金櫻神社の賽錢のうち三貫文を本給とするというもので、先の八月の時点と給与形態が変わつたのである。とすれば、現在は五通しか伝えられていないが、本来は他の御嶽衆にも給付されたと考えられる。

徳川家康は、本能寺の変の報が伝わると六月一〇日には、家臣本多信俊を甲斐の河尻鎮吉のもとに使わして、甲斐の経略を申しこたが信俊は鎮吉に殺され、まもなく六月一八日には河尻鎮吉も一揆に殺されたので、岡部正綱・大須賀康高・成瀬正一・日下部定好らを派遣して鎮撫に成功した。家康自身が甲斐に入国したのは七月八日であるが、八月に入ると小田原北条氏が甲斐に進軍する。そして、甲斐の中央部から南部を占めた徳川軍と、郡内地方・信州佐久地方から進軍した北条軍と対陣し、一月には講和が結ばれて甲斐は家康が手中におさめた。家康は、この間多数の武田旧臣を服属させて、一二月二一日に浜松に帰城している。

御嶽衆に対する所領の安堵は、八月の時点では家康の入国後まも

なくであり、一二月の分は、正式に甲斐が家康に帰属することが決定してからである。

神前文書の中に、次のような年号不明の平岩親吉発給の文書がある。



「猶々其村同心ニ差

添平組ニ申付候上者

向後組下無礼義有之ニ

其方同心給

おゐてハ訴ニ不及其方仕置ニ

明所候て者秋山

可申候以上

九右衛門方ニ拾式

貴文相渡向後

事尤候恐惶謹言

其方平組ニ諸

者

平七

十二月一日 親吉（花押）

相原内匠助殿

（原本・神前文書・『社記・寺記』、  
『新編甲州古文書』には註記に記さ

れてるが、現存せず、とある）

平七親吉は、いうまでもなく平岩七之助親吉である。これによれば、相原内匠助の「同心給」が明らかとなつたので、秋山九右衛門方に一二貫文を渡すこと、其方を「平組」とすること、「其村同心ニ

差添・平組ニ申付」た上は云々、とあり、相原内匠助（介）が御嶽衆の頭として、組下の仕置を申付ける、というものである。

この一二月一日附の平岩親吉の書状により、御嶽衆が相原内匠介を頭として同心を組織し、平岩親吉に附属することになったといえよう。

『甲斐国社記・寺記』の記事のうちに、「一端、井伊万千代直政が附属となり、猶又平岩七之助、古府中城代たるに依て、親吉が手に属し九ヶ年を過（二二頁）」とあり、親吉が甲府城代となつてから親吉に属したとある。したがつて、この年次の一二月一日附の親吉書状は、天正一〇年のものと考えられる。

このようにみると、御嶽衆は、天正一〇年八月に徳川家々臣となり、所領をあてがわれて井伊直政旗下に属したが、一二月平岩親吉が甲府城代となると、相原内匠助を組頭とする御嶽衆が組織され、その同心となり、一二月五日から九日頃に、改めて所領があがわれたということになる。

## 二

『甲斐国社記・寺記』は、さきの文に統けて「親吉が手に属し九年を過、徳川家閥東国替にて親吉も上州廻橋へ引移候節ハ、交代勤番いたし、同所におひて地方を所務し、其後、後陽成帝慶長五年徳川家一統之後、徳川五郎太丸之為補佐、平岩主計頭、再本州城代と相成引続附属致居候處、同一二年五郎太丸封を尾州犬山へ遷ざるゝに依りて附添可ニ引移」之旨沙汰有之候得共、廻橋へ勤番致候節之的例、他国仕候而ハ専務之神勤輕忽に相成、本意に悖候を相歎き、知行高返地無様にて奉仕罷在、尤其節犬山へ陪徒致于今尾州家

に仕官罷在候者も有り之、当地に引残居候神主共二十数人、其外配下共、其後徳川家之條目に基づき吉田家へ隨身致し免許伝達を以て社奉仕罷在候（二二頁・反り点・句点筆者）」と、その後の動向を記している。

御嶽衆は、天正一八年八月、上州廻橋城三万三千石に封じられた平岩親吉に附屬して、上州に移る。が「交代勤務いたし」とあるよう、神社に仕えながら交代して廻橋に勤務したようである。

廻橋移封の前年、天正一七年に伊那熊藏による甲斐国検地が行なわれ、御嶽衆も、亀沢郷之内吉沢村・御嶽郷・平瀬郷之内吉沢郷、などにて、合計二一七九俵七升四合の所領を確認されている（天正一七年一月二三日、「甲州御知行書立」・伊奈熊藏花押・黒印、御嶽衆惣中・原本・神前文書）。

天正二〇（文禄元）年二月には、次のように知行地が与えられる。この文書は、少々長文であるが全文をあげてみよう。

「 知行書出

高

三千式十五俵者

此内

|   |       |                              |
|---|-------|------------------------------|
| 一 | 七百俵   | 御組大頭相原内匠助                    |
| 一 | 式百七拾俵 | 深沢勘五郎 <small>(ナシ)</small>    |
| 一 | 式百俵   | 渡辺三左衛門尉                      |
| 一 | 百七十俵  | 相原才兵衛                        |
| 一 | 百五拾俵  | 同 兵口左衛門尉 <small>(ナシ)</small> |
| 一 | 百式十俵  | 同 鞠眞丞                        |
| 一 | 百式十俵  | 同 市蔵                         |

|                              |                                  |                                |
|------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|
| 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一 | 百式十俵                             | 同 九左衛門                         |
| 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一   | 百五拾俵                             | 同 源太郎                          |
| 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一   | 百拾俵                              | 同 藤藏 <small>(ヨシ)</small>       |
| 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一   | 七拾俵                              | 井上新十郎                          |
| 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一     | 六十俵                              | 内藤織部                           |
| 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一     | 六十五俵                             | 相原助丞                           |
| 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一       | 六拾五表                             | 寢寺久兵衛                          |
| 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一       | 六十五表                             | 千野左門尉                          |
| 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一       | 六拾表                              | 秋山九左衛門尉                        |
| 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一       | 六拾表                              | 石原次右衛門尉                        |
| 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一         | 六十表                              | 内藤加平衛                          |
| 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一         | 六十表                              | 下條源太郎                          |
| 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一         | 六十表                              | 相原甚藏                           |
| 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一         | 六十表                              | 下條源永 <small>(エマ)</small>       |
| 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一         | 六十表                              | 同 文四郎                          |
| 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一         | 六十表                              | 塚田左吉                           |
| 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一         | 六十表                              | 清水治口丞                          |
| 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一         | 六十表                              | 後閑之郷                           |
| 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一         | 高合式千五百五拾五俵三斗                     | 仁升六合                           |
| 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一         | 但此内拾四町五反毫畝廿九步                    | 溝呂木郷                           |
| 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一         | 一毛取之所壹反三毛斗取積 <small>(エマ)</small> | 高糲四百六俵三斗四合 <small>(ロ留)</small> |
| 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一         | 田畠屋敷一毛取共                         |                                |

一六十三俵三斗四升小神明之内

合三千式拾五俵者

三千郷ニ而可被致所務

者也仍如件

天正廿年壬辰

二月廿七日

□黒印・印文「吉寶  
口納」

(原本・神前文書)

( ) 内は、社記・寺記

この文書は『甲斐国社

記・寺記』に写が掲載さ

れ、それが『新編甲州古

文書』にもそのまま採用

されている。従つて両者

を引用した論考、例えば服部治則前掲論文、前橋市史・第二巻など、いくつかがある。これを「神前文書」の原本と比較すると、文中に示したようになる。数字の異同が四か所、名前の異同が五か所ある。しかし、この異同については、それほど大きな問題とはならないが、溝呂木郷の次の項に、社記・寺記では「田口留屋敷」とあるが、原本では「田畠屋敷」となつていて、文書の内容を検討する場合にはこの読み違えは、大きい違いとなるのであろう。

また、社記・寺記では、校注に「加藤光泰印判状」とあり、甲州古文書では「平岩親吉知行書立写」とある。天正二〇年の甲斐の領主は加藤光泰であるので、社記・寺記では単純に加藤光泰黒印状としたのであるが、これは平岩親吉が正しいと思われる。というの

は、ここに記される所領の所在地が、後閑之郷は前橋市後閑町、溝呂木之郷が群馬県勢多郡赤木村溝呂木、小神明が前橋市小神明町に相当し（前橋市史・第二巻）、御獄衆二十四名が廻橋に移封後まもなく、廻橋周辺に所領をえたことを示している。相原内匠助の表高が最も高く、頭註に「御組大頭」と記されているので、前記のごとく内匠助が、組頭であったことが、ここでも判明する。

慶長五年の関が原戦の時、親吉は、会津の上杉景勝を牽制するため廻橋城を守備したが、徳川秀忠が信濃の上田城貞田信幸を攻めた時は、出兵している。この関が原戦に関するもので、金櫻神社の文書ではないが、関連する史料があるので次に紹介してみよう。

「神宝 御書付 濃州関ヶ原御陣供奉由緒書

写

御旗之儀、慶長五年濃州関ヶ原御陣之節、東海道御発向之由承り、先祖今沢右京進御供仕度旨奉願上候ニ付、平岩主計頭殿御伺被下候處、御聞流狀被下置候間、依之頃日百六拾社之禰宣共召連外山伏十七人も同様ニ被願上候ニ付、平岩主計頭殿被仰渡候者、山伏十七人可致同道旨仰付有之、依之並崎宿御本陣ニ而待合致同道候、且十七人之内、差當リ老人病氣、右ニ付老人者不致供奉候、上下百八拾五人ニ而信州木曽路ヲ罷登り、御陣中江參着仕御祈禱・御祓獻上仕候處、御目見被仰付、一方之御用奉蒙候事、山伏十六人之内四人、戰場掛引之見役被蒙仰候事、依而各重奉蒙御上意候（以下・略・このあとは元和元年大坂の陣に参戦のこと、感状などが記されている。）

（一宮町海野寿枝家文書）  
この記録は、府中八幡神社神主今沢氏の先祖今沢右京進が、國中

の禰宣一八五人と山伏一六人を引きつれて、関ヶ原の戦に参戦したという内容である。

このことは、『甲府八幡宮御由緒并百六拾社之覚書』（市内愛宕町小山謙之助家文書）にも、「慶長五年関ヶ原御陣ニ付、八月御祈禱

被仰付候ニ付、九月朔日より百六拾社之神主共參籠御祈願ヲ奉始、昼夜不退奉祈、三日満願之日者大々神樂奉執行（下略）」とあり、また、『甲斐国志』・府中八幡宮の項にも、神主共が関ヶ原戦に参戦したこと記している。

御獄衆は、関ヶ原戦の時は、上州厩橋にあって平岩親吉の軍に加わっていたと思われる所以、これには参加してはいなかったとしても、当時の他の神主・山伏たちがこのような動きを示したことは興味深いものがある。

中心となつた今沢氏は、もと西郡三輪明神（中巨摩郡甲西町下宮地）の神官で、西郡地方にあつては豪族であった（拙考「伝嗣院藏写本大般若經奥書ならびに同寺草創の由緒について」・『甲斐史学』第二号参照）。そして、今沢重貞→右近三郎→石見と続き、今沢石見の時、武田晴信に招請されて府中八幡の神主となり（永禄四年・今川氏家系図・市内宮前町山八幡神社文書）、國中一六〇社の神主職の触頭を命ぜられた。この神職の触頭としての地位は、近世においても継続していた。

こうした神官・山伏による関ヶ原戦への参加について考えてみると、徳川家康の甲斐入国に際し、いち早く参加して土分となり、平岩親吉に附属して行動していく御獄衆に対し、行動を起しかねてしまつた神官たち、とくに触頭であった今沢石見が、関ヶ原戦に積極的に参加することによって、ようやく武田氏時代の権威をうるこ

とができた。これを裏付ける史料はないので、筆者の推論ということになるが、これによつて、甲斐の神社が新しい支配体制に組みこまれていつた、とするのは早計であろうか。

### 三

関ヶ原戦のち甲斐の領主浅野長政・幸長父子が紀州和歌山へ移封され、甲斐はふたたび家康の直轄領となり、平岩親吉が三万石加増され六万三千石を領し（領域不明）、甲府城代となつた。そして、慶長八年、家康の第九子義直（五郎太丸）が甲斐二五万石の領主となり、平岩親吉はそのまま城代として、義直の伝役を勤めることとなつた。

平岩親吉の甲斐への移封に従つて、御獄衆も甲斐にもどる。『新編甲州古文書』には、慶長七年一〇月一〇日の平岩親吉・黒印状・知行之事が載せられ、北山筋上右田の内五〇石・中郡大田輪の内二〇石の計七〇石が相原市兵衛に充行なわれ（原本・神前文書）、また、次の文書が残されている。

#### 「 覚

一 弐拾石 西郡有野之内  
一 弐拾八石四斗七升壹合  
北山長塚之内

一 三拾六石五斗二升九合

中郡蒲河原之内

合八拾五石

右之分相渡申候重而  
御書出可遺之候已上

(慶長七)

十月廿日清水弥兵衛 黒印

相原賀平次殿

(原本・神前文書、『新編甲州古文書』には、註で現存せず、と記している。また、相原賀平次宛の文書を、慶長一一・午・卯月一四日としている。)

このように相原市兵衛・相原賀平次宛の知行充行状が出されていることは、他の御衆衆にも、甲州の内に知行替が行なわれていたと考えられる。

続いて慶長九年、義直領となつた翌年に次のようない文書が出され  
て(慶長八〇年九月)  
「卯年被召上候

御知行改替之事

北山筋右馬左衛門分

一 三拾五石 德行村

万力筋妥女分

西保下村

合五拾石

右当物成より被返  
進之由御意候以上

(慶長九)  
壬八月十二日清水弥兵衛印

鈴木三右衛門印

相原内匠助殿

(原本・神前文書、『新編甲州古文書』には、相原内匠助殿の

次の行に、異筆かとしながら「御代官所分」という一行がある  
が、これは二八七番の文書のタイトルである。)

清水弥兵衛・鈴木三右衛門は、平岩親吉の家司である。『甲斐国

志』人物部第九に、「按ルニ親吉所ニ采食スル之地分明ナラズ、今所在ニ歳ムル文書・禁制等ヲ閲スルニ其ノ体國主の書式ノ如シ敬公ノ御准父タル故ナルベシ」とある。義直領となるとともに、それまでの所領は召上げられ、改めて翌年に所領を与えられたことが判明する。そして甲斐国志にあるように、親吉が國主のごとき形式で文書を發給している。ただし、文中に「御意候」とあり、國主義直の御意であることを明らかにしている。義直による文書は、もう一通残されてい

る。

「  
一 御代官所分

一千仁百仁拾仁石九斗三升二合

春日井下小田井

一 九百六拾四石五斗六升毫合

同 西之保

一 七百拾壹石仁斗九升六合

同 下之郷

高合仁千八百九拾八石七斗

八升九合

右之分被仰付候 以上

(慶長十一年九)  
丙 渡直福印

十月十六日 切彦左印

砂彦兵印ナシ

小五兵印

## 相原内匠殿

(原本・神前文書)

」

『新編甲州古文書』では、この文書を年不詳としている。これは、一〇月一六日という日付の上の干支を西としたためで、この前後の酉年は、慶長二年か同一四年で、義直の領有時代ではなくつてしまつたためである。しかし原文書をみると「丙」と読める(『甲斐国社記・寺記』も同様「丙」としている。古文書学の上ではあまり例がみられないが、干支の干の方とすれば、慶長一一年が「丙午」の年があるので、これならば義直領有時代のものといえよう。

慶長二年閏四月、徳川義直は尾張に移り、平岩親吉もこれに従つて、尾張犬山城一二万三千石を領知した。

御嶽衆は、先述の社記・寺記に、廐橋の時は他国に領知したので神勲がおろそかになってしまった。今度(犬山移封)は知行地を返上して無祿になつて神社に仕えることにした。この際一部の者は平岩氏に従い、現在も尾張に仕えている。神社に残つた神主は二十数名である、と記している。服部治則前掲書に平岩親吉に仕えて、元和の役(大坂夏の陣)に参加した御嶽衆として、三〇〇石相原内匠介・六〇石相原九左衛門・一〇〇石相原源太郎・一〇〇石相原七郎

兵衛・一〇〇石相原市兵衛・六〇石相原七郎兵衛・六〇石井上善右衛門らがあげられ、犬山へ参加したことを示している。そして、この時の相原内匠介は二代目友昌に当り、友昌は慶長一二年に尾州に従つたので、寢寺久兵衛盛仲がその跡を継いだ。こうして相原内匠介の一人は尾州に赴き、一人は御嶽に残つて社人となつた、と記されている。(『甲斐史学』特集号四二頁)

また先述の海野家文書の続きを、「元和元卯年大坂御陣之節、御祈禱被為 仰付難有奉蒙御上意両御陣治リ天下大平ニ属シ」とあり、今沢右京進をはじめとする神主・山伏たちも、大坂の陣に参加したことが記されている。

以上のように、御嶽衆は天正一〇年の徳川家康の甲斐入国とともに平岩親吉に附屬し、親吉の移封とともに廐橋・甲府・犬山と武士生活を経験して、ふたたび神職となつていつた経過を、「神前文書」を中心として述べてみた。

「神前文書」には、この外に、江戸幕府の朱印状写・忠長立願状・柳沢氏寄進状などが残されている。

(市史編さん委員)